

宝塚市立看護専門学校入学試験受験資格審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市立看護専門学校学則第8条第3号及び第7号の規定に基づき、宝塚市立看護専門学校における入学試験（一般試験）の受験資格審査について、必要な事項を定める。

(審査申請)

第2条 資格審査を受けようとする者は、宝塚市立看護専門学校入学試験（一般試験）受験資格審査申請書に審査に必要な書類を添えて、学校長が定めた期間内に申請しなければならない。

2 学則第8条第3号の審査に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 中等教育（高等学校相当）施設長発行の卒業証明書又は卒業見込証明書（日本語以外で記載しているときは、日本語訳を添えること）
- (2) 日本語能力試験 N1 の認定書の写し
- (3) 在留カードの写し

3 学則第8条第7号の審査に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 中等教育（高等学校相当）施設長発行の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (2) 中等教育（高等学校相当）施設長発行（厳封）の調査書（文部科学省所定の様式に準じたもの）
- (3) 中等教育（高等学校相当）施設の概要（教育施設の概要が明記されている学校案内等）
- (4) 中等教育（高等学校相当）施設の規則（教科目、授業時間数及び卒業要件が明記されているもの。）

(資格審査)

第3条 学則第8条第7号の規定に基づく受験資格審査については、資格の認定にあたっては、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第22号）第1条に掲げるものを除く専修学校、各種学校その他の教育施設において3年以上の学習歴があり、おおむね74単位（2590単位時間）相当以上（平成13年度以前の入学者にあつては80単位（2800単位時間）相当以上。単位（単位時間）については、高等学校学習指導要領による。）修得している者又は当該年度末において修得見込みの者。
- (2) 前号の単位（単位時間）には、おおむね国語（相当する教科を含む。以下の各教科において同じ。）、地理歴史又は公民、数学、理科、外国語の5教科の単位（単位時間を含んでいること）。
- (3) 当該年度末において満18歳に達している者。

(審査期間)

第4条 審査は、申請締め切り日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。

(審査結果通知)

第5条 審査結果は、委員会が決定した日からの翌日から起算して7日以内に通知するものとする。

2 宝塚市立看護専門学校入学試験（一般試験）受験資格認定書は、宝塚市立看護専門学校の入学願書の添付資料としてのみ使用することができる。

(認定効力の喪失)

第6条 学習歴等が修得見込みで入学試験（一般試験）受験資格の認定を受けた者が、認定を受けた年度末において修得に至らなかったときは、当該認定はその効力を失う。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

年 月 日

宝塚市立看護専門学校入学試験（一般試験）受験資格審査申請書

（あて先）宝塚市立看護専門学校長

郵便番号 ー
住所

氏名 印
生年月日 年 月 日
T E L ー ー

入学試験（一般試験）受験資格審査を受けたいので必要書類を添えて申請します。

学 習 歴	初等教育 （小学校相当）	教育施設名 所在地			
		在学期間	年 月 日	入学	卒業
	中等教育 （中学校相当）	教育施設名 所在地			
		在学期間	年 月 日	入学	卒業
	中等教育 （高等学校相当）	教育施設名 所在地			
		在学期間	年 月 日	入学	卒業
	添付の書類名				

学習歴欄で、転校等により、2カ所以上在籍がある場合は下記に記入してください。

宝 看 第 号
年 月 日

様
(年 月 日生)

宝塚市立看護専門学校
学校長

入学試験（一般試験）受験資格認定書

宝塚市立看護専門学校入学試験（一般試験）受験資格審査の結果、その資格を認定したので通知します。

入学試験に応募されるときは、宝塚市立看護専門学校入学願書にこの認定書の写しを添付してください。

なお、学習歴が修得見込みで入学試験（一般試験）受験資格の認定を受けた者が、認定を受けた年度末において修得に至らなかったときは、この認定は失効します。

宝 看 第 号
年 月 日

様
(年 月 日生)

宝塚市立看護専門学校
学校長

入学試験（一般試験）受験資格審査結果について（通知）

宝塚市立看護専門学校入学試験（一般試験）受験資格審査の結果について、下記のとおり通知します。

記

- 1 審査の結果、本校の受験資格には該当しませんでした。